

平成31年2月15日

## 小金井市空家等対策計画（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市空家等対策計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記とおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、地域安全課（市役所本庁舎1階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、まちづくり推進課（同5階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、~~福祉会館~~、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけます。

## 記

## 1 施策の名称 小金井市空家等対策計画（案）

## 2 意見の募集方法

## (1) 意見募集期間

平成30年12月17日から平成31年1月21日まで

## (2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

## 3 意見の提出状況

## (1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	1人	1人	人	人	2人
団体	人	人	人	人	人
計	1人	1人	人	人	2人

## (2) 延べ意見数

4件

## (3) 意見内容の内訳

ア 基本方針関係 2件

イ 特定空家等関係 2件

## 4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり

## 5 問合せ先

小金井市総務部地域安全課地域安全係

電話：042-387-9806

FAX：042-384-6426

E-Mail：[s020299@koganei-shi.jp](mailto:s020299@koganei-shi.jp)

小金井市空家等対策計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成30年12月17日から平成31年1月21日まで

意見提出数：2人・4件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	空家対策の基本方針（P27）	基本方針策定にあたり、空家対策の優先順位を明確にしてほしい。我々地域住民は20年に亘り、危険にさらされ、物質的、精神的苦痛を受けているので、空家の有効利用等より、まず我々の生命・財産・生活環境を守り、一刻も早く危険を除去してほしい。6年前、放火による火災が発生しているので、いつ又火災が起きないか、又台風により樹木が倒れないか日夜悩まされています。	本計画（案）の27ページの概念図に示しているとおり、基本方針については、居住中の住宅が今後空家等にならないための発生予防から、倒壊の危険等がある住宅の対応についての基本的な取り組み方針を定めたものであるため、優先順位等の序列はありません。適正な管理が行われていない空家等については、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置（空家等の適正管理の促進及び特定空家等への対応）を適切に講じ、生活環境の保全を図ってまいります。
2	基本方針及び取組	所有者は別の場所に住んでおり、地域住民の危険など、市役所を通じて初めて知るのみなので、行政として積極的・継続的に指導・支援を行ってほしい。	平成29年度に実施した小金井市空家等実態調査の結果や近隣住民等の情報提供等のご協力により、改善が必要な空家等については、該当の空家等の状況を確認した上で、市から所有者へ改善要求の文書を送付しております。所有者が遠方に居住している場合には、適正な管理がなされるよう、小金井市空家等対策計画（案）のP33に記載する管理代行団体等のお知らせを同封する等の措置を取っていきたいと考えております。

3	特定空家等への対策	<p>市の指導により、今まで2回シルバーセンターにより樹木の伐採が行なわれたが、シルバーの方も垣根より高く道路に越境した樹木はとても手に負えないと言われました。</p> <p>その結果、樹木は我家の2階屋根より高く、電線にふれ、道路をおおっている状態。枯葉で雨樋がつまり業者にカバーをかけてもらったが、最近、又外階段の雨樋がつまったのでシルバーセンターに頼み、所有者に請求する予定。</p> <p>早急に特定空家と認定し、市としての誠意ある対応を希望する。</p>	<p>これまでに市に相談が寄せられた空家等に対しては、電話や文書で改善要請を行っているところではありますが、一向に改善されず、管理不全の空家等が存在していることは認識しています。</p> <p>今後については、特定空家等に該当するか否かの判断をする認定基準の策定を行い、本計画（案）の37ページに記載している特定空家等への措置も予定しております。</p> <p>なお、現時点においては、特定空家等と認められる空家等の所有者にとって、強い公権力の行使を伴うことになるため、慎重に対応する必要がある、特定空家等と認定されるまでは、空家等の状況を確認した上で、引き続き空家等の所有者に対し、改善要求を行ってまいりますので、ご理解いただきたいと考えております。</p>
4	特定空家の対策及び実施のお願い	<p>適切な管理が行われていない隣家の空家の件 防災・衛生・景観等深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>P2 1-6「特定空家」の放置 30年前から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊建物の保安上危険→屋根瓦が落下する</li> <li>・著しく衛生上有害→多数の鼠、蚊が発生、狸出没（2013年4月8日写真を地域安全課へ提出済み）</li> <li>・火災 放火による火災発生 6年経過 現在著しい廃屋状態 悪臭あり</li> <li>・景観 庭の立樹、生垣が茂り道路、隣家にはみ出し妨げる 我家では毎年業者に頼み伐採 大木の為、テレビの受信が妨害され、業者に頼む</li> </ul> <p>P26 2-4 空家の除却等、至急措置の必要あり</p> <p>この件に関しては毎年地域安全課に対処をお願いしています。今回は大至急取り掛かって下さい。</p>	

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に○件）と表示します。

※個人情報等が含まれると推察されるものに対しては、全部また一部を公表していないため、意見数・人数の合計と一致しません。